

第6章 医療提供体制の整備

○救急医療に対する県民の理解と協力を得るため、「救急の日」や「救急医療週間」等の機会を通じて、救急医療機関及び救急車の適正な利用、応急手当について普及啓発を図る。

(4) 令和6年能登半島地震からの復旧・復興

令和6年能登半島地震により、特に能登北部・能登中部医療圏の医療機関は甚大な被害が出ており、早期の復旧・復興が望まれるところである。本計画（救急医療）の策定に当たっても、今般の地震災害の影響を踏まえた対応が求められるところであるが、復旧・復興も緒に就いたばかりで未だ流動的な部分も多いことから、令和8年度に予定されている計画の中間見直しの際に、災害の影響を踏まえた改定を行うこととする。

施策・指標マップ

